

令和7年4月30日

保護者の皆様へ

南城市教育委員会 教育指導課
南城市健康福祉部 こども保育課

令和6年度 久高幼稚園及び大里こども園における施設型給付費について(お知らせ)

平成27年4月1日より施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「施設型給付・地域型保育給付」という財政支援制度が創設されました。

この制度は、保護者への個人給付を基礎としていますが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため保護者へ直接給付せず、市から各施設へ直接支払う仕組み(法定代理受領という)となっております。

久高幼稚園及び大里こども園の場合、施設型給付費の支給元と受領先がともに「南城市」であるため、運営に係る経費のうち保護者負担分だけでは不足する部分に税などの一般財源を充て、施設型給付費を支給しております。

つきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないとなっていることから、令和6年度の実績を報告致します。

なお、この通知により追加の給付や保育料の支払・還付が発生することはありません。

問い合わせ先

(久高幼稚園に関すること) 教育指導課 TEL:098-917-5364

(大里こども園に関すること) こども保育課 TEL:098-917-5343

令和6年度 南城市立久高幼稚園及び南城市立大里こども園公定価格

令和6年度 公定価格(一人当たり月額)

単位:円

		久高幼稚園	大里こども園		
			1号認定	2号認定	
				標準時間	短時間
4月	3歳児	58,160	44,810	39,530	36,640
	4,5歳児	50,170	36,820	31,820	28,930
5月	3歳児	58,160	44,810	39,530	36,640
	4,5歳児	50,170	36,820	31,820	28,930
6月	3歳児	58,160	44,810	39,530	36,640
	4,5歳児	50,170	36,820	31,820	28,930
7月	3歳児	58,160	44,810	39,530	36,640
	4,5歳児	50,170	36,820	31,820	28,930
8月	3歳児	58,160	44,810	39,530	36,640
	4,5歳児	50,170	36,820	31,820	28,930
9月	3歳児	58,160	44,810	39,530	36,640
	4,5歳児	50,170	36,820	31,820	28,930
10月	3歳児	58,160	44,810	39,530	36,640
	4,5歳児	50,170	36,820	31,820	28,930
11月	3歳児	58,160	44,810	39,530	36,640
	4,5歳児	50,170	36,820	31,820	28,930
12月	3歳児	58,160	44,810	39,530	36,640
	4,5歳児	50,170	36,820	31,820	28,930
1月	3歳児	58,160	44,810	39,530	36,640
	4,5歳児	50,170	36,820	31,820	28,930
2月	3歳児	58,160	44,810	39,530	36,640
	4,5歳児	50,170	36,820	31,820	28,930
3月	3歳児	58,160	44,810	39,530	36,640
	4,5歳児	50,170	36,820	31,820	28,930

副食費徴収免除対象者(1号)については、下記の算式で算出した額を追加

$235 \times \text{各月の給食実施回数}$ (20日を超過する場合は20日) 算定額に10円未満の端数がある場合切り捨て

副食費徴収免除対象者(2号)については、各月別途4,800円追加